

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちが真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

港区男女平等 参画条例

～全ての人々が性別等にとらわれず
自分らしく豊かに生きるために～



発行番号 2023092-6421

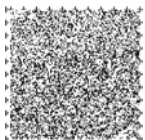
港区男女平等参画条例

令和5年（2023年）10月発行

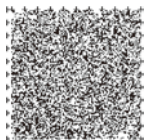
港区総務部人権・男女平等参画担当

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

TEL (03) 3578-2111



港 区



～あなたの個性と能力を大切にします～

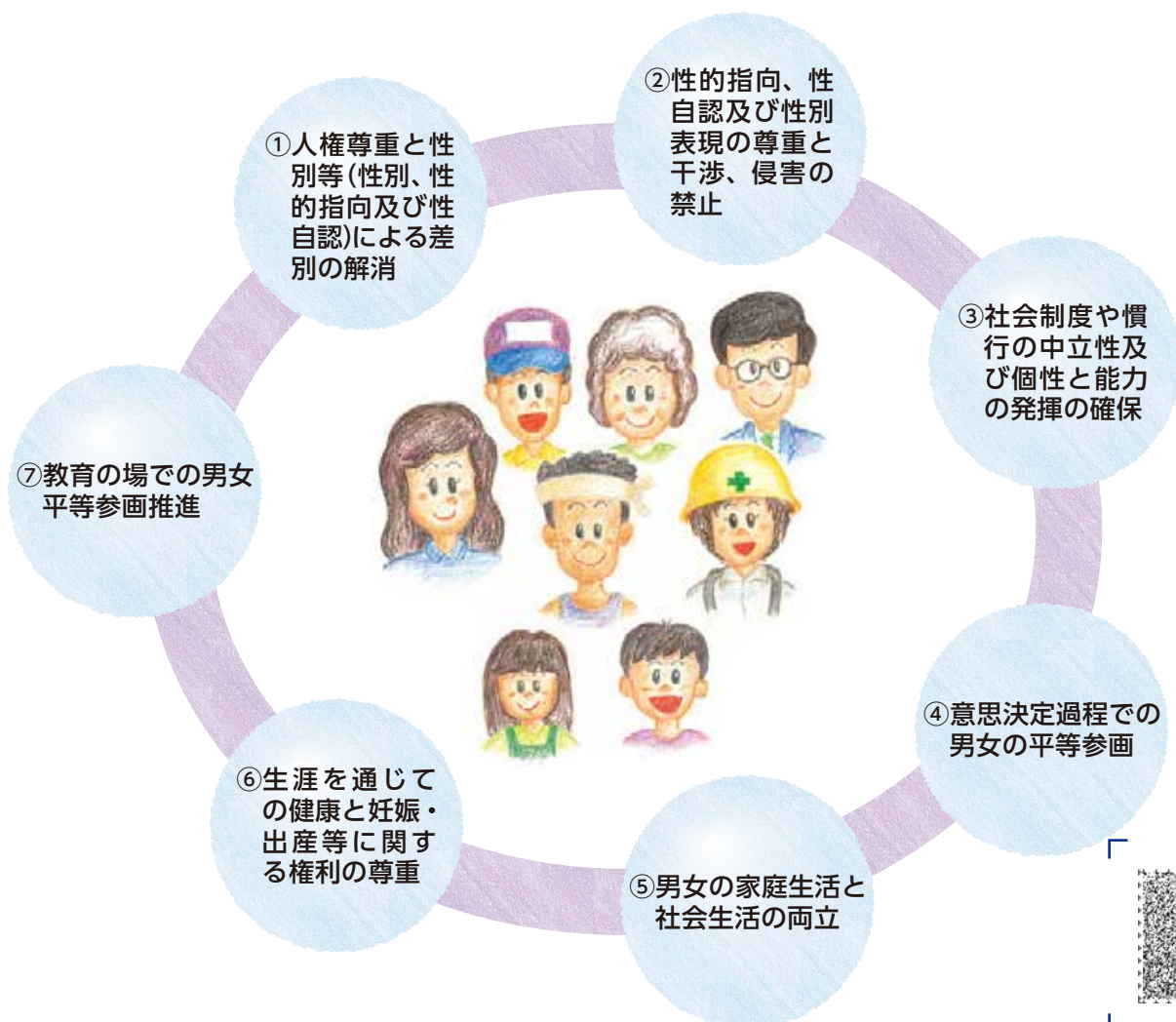
日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法をはじめとする法整備が進められてきました。

区においては、これまで男女平等参画に取り組んできましたが、「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される、性別による固定的な役割分担意識により、男女平等の妨げとなっている社会制度や慣行が、今もなお存在します。

いま、私たちの身の回りの環境は急速に多様化し、変化しています。変化に対応し、一人ひとりがいきいきと暮らせるようにするためには、性別等にとらわれず個人の個性と能力が十分発揮できる男女平等参画社会の実現を目指す必要があります。そこで、区、区民、事業者のそれぞれの責務を定め、ともに力を合わせて男女平等参画社会を作り上げていくための根拠となる港区男女平等参画条例を制定しました。その主な内容を紹介します。

基本理念 3条

条例の目標である男女平等参画を区、区民、事業者が推進するための基本となる理念です。



区・区民・事業者の責務 4条・5条・6条

区の責務

4条

区は、男女平等参画に関する施策を、区民、事業者の皆さんだけでなく、国や他の地方公共団体と連携し、協力して、総合的かつ計画的に進めます。

さらに施策を進める上で必要な体制を整備することとそのため必要な財政上の措置をします。

事業者の責務

6条

事業者の皆さんは、区内の経済・社会活動において大変重要な役割を果たしています。男女平等参画社会を実現するために事業者は、男女平等参画社会への理解を深め、雇用分野や地域活動での男女平等参画推進の取組を進めましょう。

また、区が実施する男女平等参画施策に積極的に協力しましょう。

区民の責務

5条

男女平等参画社会を実現するために欠かすことのできないものが、区民の皆さんの理解と自発的な男女平等参画への取組です。

区民は条例の基本理念に基づき理解を深め、家庭、学校、職場、地域などさまざまな場で、男女平等参画の視点で活動しましょう。

また、区が実施する男女平等参画施策に積極的に協力しましょう。

性別による権利侵害の禁止等

7条・8条

- 全ての人は、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場で、性別、性的指向又は性自認による差別的取扱いをしてはいけません。
- 全ての人は、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場でセクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力、児童虐待、その他の暴力的行為をしてはいけません。
- 全ての人は、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしていけません。
- 全ての人は、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはいけません。
- 全ての人は、テレビや新聞・雑誌などマスメディアや人々が広く目にするポスターなどの情報において、性別等による差別を助長する表現をしないよう努力しなければなりません。

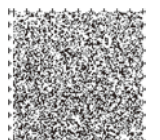


(一つの提案例)



「ちょっと待った！その表現～人権尊重と男女平等参画の視点による表現ガイドライン～」
令和5年2月港区発行より

(工夫が必要な例)



区の具体的取組

基本的施策 9条

- 1 男女平等参画に関する学習機会の提供と意識啓発
- 2 多様な情報を能動的に解釈し、自ら発信する能力の育成支援
- 3 暴力的行為の根絶と被害者への支援
- 4 家庭生活と社会生活の両立
- 5 生涯を通じた健康づくりの支援、妊娠、出産等に関する権利尊重
- 6 性的指向、性自認又は性別表現に起因する人権侵害の根絶と全ての人の尊厳を守る
- 7 性的指向又は性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重
- 8 調査研究、情報の収集・提供



みなとマリアージュ制度 9条の2

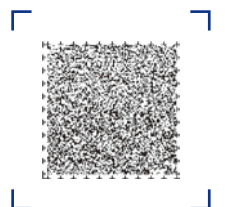
性的指向又は性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重するため、「みなとマリアージュ制度」を設けます。

付属機関等への参画の機会を確保します 10条

区の政策・方針の決定過程の一部である区の付属機関等の委員の男女構成について、行動計画に数値目標を定めます。

雇用の分野における男女平等参画を推進します 11条

- 1 事業者に対する情報の提供などの支援
- 2 事業者に対する調査及び広報についての協力要請
- 3 区との契約を希望する事業者に、男女平等参画の取組に関する報告や適切な対応への協力要請
- 4 積極的な取組を行う事業者の表彰



行動計画 12条・13条

男女平等参画に関する行動計画を策定し、公表します。

拠点施設 14条

区民や団体が、地域で男女平等参画を進める活動の拠点となる施設を「港区立男女平等参画センター」とし、男女平等参画を推進します。

港区男女平等参画推進会議

15～18条

区長の付属機関として設置します。

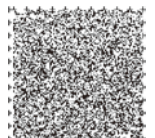


港区立男女平等参画センター・リーブラ



苦情・相談の申出 19～22条

- 区民及び事業者は、区長に対し、男女平等参画に関する施策または、男女平等参画を阻害する要因による人権侵害の事項に関して、苦情、相談の申出ができます。
- 港区男女平等参画苦情処理委員は、苦情、相談の申出に対して適切かつ迅速に対応し、必要に応じて調査し、男女平等参画に関する施策に対しては、是正の勧告、改善意見の表明を、男女平等参画を阻害する要因による人権侵害に対しては、助言、是正の要請等をします。



港区男女平等参画条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 性別による権利侵害の禁止等(第7条・第8条)

第3章 基本的施策等(第9条—第14条)

第4章 港区男女平等参画推進会議(第15条—第18条)

第5章 苦情等の申出(第19条—第22条)

第6章 雑則(第23条)

付則

私たちは、全ての人が人権を保障され、性別等により差別されずに、一人一人の人権がかけがえのないものとして尊ばれる社会の実現を願っている。

港区は、昭和五十三年に女性問題の担当部門を設けたのをはじめ、婦人会館の開設、婦人総合計画の策定など、先駆的に男女平等参画に取り組み、性別による差別の解消に努めてきた。

こうした取組によって、男女平等は前進してきているものの、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は、今なお存在している。これらを解消し、男女平等を実現するには一層の努力が不可欠である。

港区は、世界に情報発信する国際性豊かな都市であり、基本構想に人間性の尊重を掲げ、性別等や国籍の違いをこえて、人権が守られる地域社会の実現を目指している。

私たちは、港区の歴史に誇りを持ち、未来に希望を抱き、同時に全ての人が性別等にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現する固い決意を込めて、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、港区(以下「区」という。)、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定め、男女平等参画の推進に関する施策(以下「男女平等参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語

の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別等にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を発揮する機会が確保される

ことにより、対等な立場で家庭、学校、職場、地域等の活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。

- 二 性別等 性別、性的指向及び性自認をいう。
- 三 性的指向 恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- 四 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- 五 性別表現 外面に表れる性別についての自己表現をいう。
- 六 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- 七 区民 区内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- 八 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 全ての人の人権を尊重し、性別等による差別的取扱いの解消を図ること。
- 二 全ての人々の性的指向、性自認及び性別表現が尊重され、誰からも干渉されず、侵害を受けないようにすること。
- 三 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行を解消するよう努め、国籍にかかわらず、全ての人々がその個性と能力を発揮できるようにすること。
- 四 男女が、家庭、学校、職場、地域等において意思決定の過程に平等に参画すること。
- 五 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭における生活(以下「家庭生活」という。)の責任を分かち合うとともに、家庭生活と、職場、地域等における生活(以下「社会生活」という。)とを両立させることができるようにすること。
- 六 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯を通じての健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。
- 七 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において男女平等参画の推進に取り組むこと。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、男女平等参画施策を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。

3 区は、男女平等参画施策を推進するため、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、家庭、学校、職場、地域等において主体的に男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、その事業活動に関し、男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、性別、性的指向又は性自認による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力、児童虐待(児童買春、児童ポルノに係る行為等を含む。)その他の暴力的行為(精神的なものを含む。以下「暴力的行為」という。)をしてはならない。

3 何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

4 何人も、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはならない。

(公衆に表示する情報についての留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、女性に対する暴力的行為を助長する表現その他の性別等による差別を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策等

(基本的施策)

第9条 区は、男女平等参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

一 男女平等参画に関する学習機会の提供及び意識啓発を行う施策

二 多様な情報伝達媒体からの情報を各人が能動的に解釈し、自ら発信する能力を育成する施策

三 暴力的行為その他の人権侵害の根絶を図るとともに、これらの被害を受けた者に対し必要な支援を行う施策

四 男女が共に家庭生活と社会生活とを両立し、自立して豊かに暮らすことができるようにする施策

五 生涯を通じた健康づくりを支援し、妊娠、出産等に関する権利を尊重する施策

六 性的指向、性自認又は性別表現に起因する偏見、嘲笑、いじめ、嫌がらせその他の人権侵害の根絶を図り、全ての人の尊厳を守るための施策

七 性的指向又は性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策

八 男女平等参画の推進に関する調査研究、情報の収集及び分析並びに情報の提供を行う施策

(みなとマリージュ制度)

第9条の2 区は、性的指向又は性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策を推進するための制度(以下「みなとマリージュ制度」という。)を設けるものとする。

2 みなとマリージュ制度の利用に関し必要な事項は、区規則で定める。

(付属機関等への男女平等参画の機会確保)

第10条 区長は、男女平等参画を推進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について、第12条第1項に規定する行動計画に数値目標を定めるものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の推進)

第11条 区は、事業者に対し、雇用の分野における男女平等参画を推進するため、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

2 区は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女平等参画に関する調査及び広報についての協力を求めることができる。

3 区は、必要があると認めるときは、区との契約を希望する事業者に対し、男女平等参画の推進に関する報告を求め、適切な措置を講ずるように協力を求めることができる。

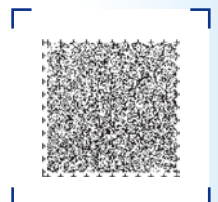
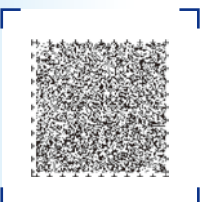
4 区は、男女平等参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者を表彰することができる。

(行動計画)

第12条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

3 区長は、行動計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ第15条に規定する港区



男女平等参画推進会議の意見を聴かなければならない。

- 4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第13条 区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、これを公表するものとする。

(拠点施設)

第14条 区は、港区立男女平等参画センターを拠点として、区民及び団体による男女平等参画に関する活動への支援その他の男女平等参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第4章 港区男女平等参画推進会議

(設置)

第15条 男女平等参画の推進を図るため、区長の付属機関として、港区男女平等参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第16条 推進会議は、行動計画その他男女平等参画の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。

- 2 推進会議は、行動計画に基づいた施策の実施状況について調査審議し、必要に応じて区長に意見を述べることができる。

(組織)

第17条 推進会議は、区長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

- 2 区長は、前項の委嘱に当たっては、委員の男女構成が均衡するよう努めなければならない。

(任期)

第18条 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 苦情等の申出

(苦情等の申出)

第19条 区民及び事業者は、区長に対し、次に掲げる事項について苦情及び相談の申出(以下「苦情等の申出」という。)をすることができる。

- 一 区が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項

- 二 性別による差別等男女平等参画を阻害する要因により人権が侵害されたと認められる事案に関する事項

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情等の申出をすることができない。

- 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項
三 苦情等の申出の処理に関する事項

(苦情等の処理)

第20条 区長は、苦情等の申出を受けた場合は、男女平等参画社会の形成に資するよう適切に対応するものとする。

- 2 区長は、苦情等の申出について適切かつ迅速に処理するため、港区男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

(苦情処理委員の所掌事項)

第21条 苦情処理委員は、苦情等の申出について、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行う。

- 一 苦情等の申出に係る調査を行うこと。
二 第19条第1項第一号に規定する事項に関し、是正の勧告又は改善意見の表明をし、その内容を公表すること。
三 第19条第1項第二号に規定する事項に関し、関係者に対し助言、指導、是正の要請及び意見の表明をすること。

(定数等)

第22条 苦情処理委員は、三人以内とし、男女平等参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

- 2 苦情処理委員の任期は、二年とし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、平成十六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第5章の規定は、施行日から起算して六月を超えない範囲内において区規則で定める日から施行する。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。